

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3章第2節の規定を実施するため、特定個人情報保護委員会事務局に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会事務局に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令

（定義）

第1条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令 標準的な官職を定める政令（平成21年政令第30号）をいう。
- (2) 一般行政 政令本則の表1の項第1欄の職務の種類をいう。

（政令本則の表1の項関係）

第2条 内部部局等のうち特定個人情報保護委員会事務局の内部部局に置かれる官職が属する職制上の段階は、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。

(別表)

特定個人情報保護委員会事務局（内部部局）

【内部部局等】

【一般行政】

標準的な官職	一般行政
課長	総務課長
室長	総務課企画官